|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 全倉運関西地連 |

**１．統一要求方針**

|  |  |
| --- | --- |
| 賃金に関する要求 | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | 【正規労働者】１　賃上げ統一要求基準　 （1）「6％（定昇実施と賃金カーブの確保〔2.0%〕ならびに生活水準の維持・向上分〔4.0％〕　　　　＋α（賃金水準の底上げ、企業間、職種間格差の是正、単組要求額加算分）」とする。２　年齢別保障賃金

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢等 | 25歳(扶養0人) | 30歳(扶養2人) | 35歳(扶養3人) | 40歳(扶養3人) | 45歳(扶養3人) |
| 賃金額 | 23万円 | 28万円 | 33万円 | 38万円 | 43万円 |

※単身独立生計者の場合は、年齢別保障賃金から家族手当などを差し引いた金額を目安とする。３　初任給の基準高卒：185,000円、短大卒：195,000円、大卒：218,000円【非正規労働者】１　産業別最低賃金（臨時・パート労働者）　・当該企業において直接に雇用している臨時・パート労働者に関する企業内最低賃金制度として協定化するよう検討し、可能な限り春闘要求として提出する。時給：1,500円以上、日給：10,500円以上、月額：210,000円以上 | １　完全週休二日制の実現(1)土曜日と日曜日を休日とした週休二日制を実施すること。(2)所定内労働時間は、1日7時間、週35時間以内とすること。(3)実施に伴って賃金を低下させないこと。(4)港湾関係単組は、港湾中央労使協定水準以上の週休二日制の早期実現に取り組む。等２　労働時間短縮と不払い残業の根絶 (1)所定内労働時間は「平日拘束8時間以内、実働7時間以内」、「週35時間以内」を原則とする。 (2)変形労働時間は原則として導入せず、特別な事由による導入については、現行所定内労働時間以内を基準にして「全倉運の労働　　　条件に関する到達基準」に基づいた対応をとる。 (3)休日、休暇の増日をはかり、休日労働の削減を進める。メモリアル休暇の新設と拡充をはかり、取得を促進する。 (4)土曜休日・休暇制度(①土曜休日または日曜日の出勤者には原則代休を付与、②土曜休日出勤の時間外賃金支給の改善と算定分　　　母数の適法化、③月間における土曜休日出勤の回数制限の設定）の改善を進める。(5)36協定の遵守と特別条項に関する厳格な運用を求める。特別条項の締結にあたっては、具体的事由や対象業務、労働者数、職　　場・部門などの明示を求めて協定内容に盛り込む。(6)労働時間管理の使用者責任と割増賃金支払遵守を求め、不払い残業の解消を求める。等３　定年・雇用延長と退職金の増額(1)定年年齢65歳への延長　・65歳定年の実現に向けて、定年年齢の段階的延長などに関する労使協議を進めるとともに、希望者全員が適用される継続雇用制度の拡充に取り組む。　(2)雇用保障制度拡充の基本方針　　・年金支給開始年齢との間に空白を生じない定年延長並びに雇用確保のため「65歳までの雇用保障制度」の拡充を求める。　　　①希望者全員が活用できる内容とし、雇用期間は少なくとも65歳まで。　　　②期間は原則として従前の職場・職種とするが、個人の希望にあわせた多様な業務内容や職種転換制度を検討。　　　③賃金は適用の前年度所定内賃金と一時金等を加えた年収額の8割程度を保障。保障額と年金支給との関係は個別労使で協議。　　　④社会保険料の負担割合は、一般従業員と同等。等４　退職金の到達基準1. 勤続年数別の最低保障額

・勤続20年＝700万円以上、勤続25年＝1,200万円以上、勤続30年＝1,800万円以上、勤続35年＝2,500万円以上1. 定年退職金の到達目標額（定年年齢60歳の場合）

・勤続38年以上＝3,000万円以上　※上記のほか、「仕事と家庭の両立支援」、「労働安全・健康管理活動」の取り組みについても要求する。 |
| 一　時　金　関　連 | 春闘交渉時 | ・夏季一時金は、「春夏型」を基本として「例月賃金の3.0か月分」を基準・年末一時金は、秋年末闘争を基本にして同基準の「3.0か月分」・また、すべての単組が例月賃金の2.5か月分以上の一時金を確保し、例月指数の　引き上げを進める。 |
| 季別交渉時 | ・上記と同じ |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 3月12日 | 3月26日 | 4月9日　全倉運「春闘勝利総決起集会」（地区ごとに開催） |
| 夏季 | 別途設定 | 別途設定 |  |
| 年末 | 別途設定 | 別途設定 |  |

※本表は、大阪府の設定項目により作成しているため、各産別等の統一要求方針の全てを記載しておりません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、“一時金関連”のみ記載しています。